

令和 7 年度皇居外苑日比谷濠石垣修復
実施設計業務
特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3篇 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。

なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成29年7月版）を適用し、アドレスは以下の通りである。

https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html

2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 業務対象位置

本業務の設計対象は別途図面に示す範囲とする。

第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和7年10月31日（金）までとする。尚、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第4条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であること。

① 下記のいずれかの資格を有する者

1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
2. 技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋， 施工計画、施工設備及び積算）
3. R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋， 施工計画、施工設備及び積算）

② 下記の実績を有する者

1. 入札説明書に定める実績を有する者。

第5条 照査技術者及び照査の実施

照査技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。

また本業務の照査技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

① 下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
2. 技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋， 施工計画、施工設備及び積算）
3. R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋， 施工計画、施工設備及び積算）

② 下記の実績を有する者

1. 入札（業務）説明書に定める実績を有する者。

第6条 予定管理技術者の手持ち業務量

本業務の履行期間中の管理技術者の手持ち業務量は、管理技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額 500 万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）を対象とし、その契約額の合計が 4 億円未満かつ契約件数の合計が 10 件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

手持ち業務のうち、環境省管内に係る土木関係・自然環境共生関係建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には手持ち業務量の契約金額の合計を 2 億円に、契約件数の合計を 5 件に読み替えるものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

- ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
- ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該管理技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している
予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

第7条 配置技術者の確認及び業務実績情報システムへの登録について

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編 1.12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
3. 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者

の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

4. 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

第8条 テクリスへの位置情報への入力

共通仕様書 1.10 の3 テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点	東京都千代田区	緯度	35° 40' 41"	経度	139° 45' 38"
終点	東京都千代田区	緯度	35° 40' 32"	経度	139° 45' 35"

第9条 業務計画

受注者は、業務計画書作成時に、共通仕様書 1.12 の2の定めのほか下記を記載すること。

- 1) 安全管理

第10条 配置技術者の確認について

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編 1.12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

第11条 打合せ等

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は4回以上とする。

- 1) 業務着手時
- 2) 業務中間時 2回
- 3) 業務完了時

第12条 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、調査職員の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について調査職員に報告するものとする。なお、照査技術者による照査の報告は、1回を想定している。

第13条 成果物の提出

2. 成果品は、紙媒体及び電子媒体(CD-R 又は DVD)で2部提出すること。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
4. 工事費内訳明細書を電子納品する場合、エクセル形式「office2010(Ver14)」以降で作成したもの。並びに PDF 形式で出力したものを併せて納品のこと。また、図面は CAD（ファイル形式は. DXF、. SFC、. P21 のいずれか）並びに PDF 形式で納品すること。
5. 印刷物等の提出においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

第 14 条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 15 条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書 1.28 の 1 に示すとおりとする。

第 16 条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部（主たる部分を除く）を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。

2. 前項の規定は、共通仕様書 1.28 の 2 に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。
3. 第 1 項の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

第 17 条 建設副産物対策

共通仕様書 2.9 の9に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

第 18 条 設計業務の成果

当該業務における数量計算書は、設計業務等共通仕様書 2.11 の（４）に示すとおり、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省参照）により工種別、区間別に取りまとめるものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省参照）により電子データにて提出するものとする。なお、提出様式は、原則として下記アドレスに示すホームページに掲載されている「数量集計表様式（案）」（国土交通省参照）によること。

<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>

第 19 条 個人情報の取扱いについて

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の8の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（用紙を定めない）を調査職員に提出しなければならない。

第 20 条 旅費交通費について

本業務の旅費交通費の算定にあたっては、積算上の基地を東京都庁とする。
なお、契約後は計業務等標準積算基準書による積算上の基地の考え方に基づき、当該業者の所在により、必要に応じて設計変更を行うものとする。

第 21 条 成果品の照査

本業務における照査は、共通仕様書 1.12 の2とおりに照査計画を作成し、照査計画に基づき実施するものとする。又、照査計画に基づき作成した資料は、共通仕様書 1.8 の2に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

第 22 条 保険加入

受注者は、共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（例）設計業務等共通仕様書 1.38 保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする
保険に加入しています

第 2 章 業務内容

第 23 条 業務の目的

皇居外苑の日比谷濠石垣は、平成 25 年度に崩落箇所の復旧工事（以下、「過年度工事」という）を行ったほか、孕み出しが生じていることから、平成 25 年度馬場先濠石垣修復工事実施設計業務（以下、「過年度業務」という）により設計が行われている。しかし、近隣工事との調整等の影響により、2 区間が未施工の状況である。また、経年変化により石垣の孕みだし範囲が増加したことに加え、その後の状況変化により当該石垣上に照明設備が設置されたほか、作業ヤードの場所及び構造を検討する必要性が生じた。そこで、本業務は、過年度業務を基に作業ヤード等の仮設工事を含む施工上必要な項目の再検討及び設計を行う、実施設計を行うものである。

第 24 条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるもののほか、調査職員の指示したものと
する。

第 25 条 実施設計

本業務での現況調査、既存の設計を基に、石垣修復の範囲、構造、寸法、仮設計画の再検討及び設計を行うもの。また、これらに係る図面作成及び数量計算、設計書の作成（工事費の算出）、工事施工計画及び設計説明書の作成を行うものとする。

1. 日比谷濠石垣

（1）設計対象

石垣修復 1 式

歩道撤去復旧（植栽帯を含む） 1 式

仮設工事 1 式

（2）設計条件

1) 構造物用途：擁壁

2) 平成 25 年度設計範囲及び石垣標準高さ：L（区間 D）52.64m,（区間 E）11.8、
H 約 2.5m

3) 石垣修復：可能な限り既存石垣の石材を活用し、不足する場合は既存石材と同じ種類、産地の石材を使用することを想定。構造は現況と同じく、打ち込みはぎ及び間知石の空積みとする。その他基礎構造や裏込め等については、過年度業務及び過年度工事を踏まえつつ、調査職員と調整のうえ、必要に応じて見直しも含めて検討すること。また、現地を確認したうえで調査職員と調整し、修復対象範囲を検討、決定すること。

4) 歩道撤去復旧：石垣の裏込め部分が歩道の下に位置するため、施工にあたっては植栽帯を含む影響範囲の歩道を撤去し、石垣修復後に復旧する必要がある。

- 5) 仮設工事：照明設備は一時撤去し、石垣修復後に復旧する。作業ヤードは、鍛冶橋通りの舗装を補強したうえで設置することを想定。濠での資材運搬は作業台船を使用し、仮締切りは大型土のうを用いることを想定。
- 6) 施工計画の作成にあたっては、経済性、施工性、環境面を考慮しながら検討し、実現性について確認するため、石垣修復工事の経験を有する専門事業者2者以上からヒアリングを行うこと。また、ヒアリング結果を踏まえて施工計画を修正するとともに、修正設計を行うこと。
- 7) 設計対象を含む当該地は、「国指定特別史跡江戸城跡」に指定されている。
- 8) 対象の石垣は国道1号線沿いに位置している。
- 9) 作業ヤードの設置を想定している鍛冶橋通りは、特例都道406 皇居前鍛冶橋線である。
- 10) 7)～9)に加え付近には地下鉄路線や共同溝が存在しており、設計にあたっては関係機関との調整結果を踏まえる必要がある。
- 11) 設計書の作成に使用する積算基準は「自然公園等積算基準（自然公園編）」及び「土木工事標準積算基準書」を基本とし、その他の基準については調査職員と調整のうえ適用すること。
- 12) 物価資料及び見積もりによる歩掛、単価の取得や採用方法については、調査職員と調整のうえ決定すること。
- 13) 設計書の作成においては、工事に付随する石垣写真測量、文化財調査及び報告書作成、洞道調査等に係る費用も計上すること。
- 14) 調査職員と調整のうえ、必要に応じて工事内容を切り分けた図面、数量計算書及び設計書を作成すること。

第3章 その他

第25条 資料の貸与

発注者が貸与する図書は、以下のとおりとする。

種類	年度	図書名	備考
報告書	平成25年度	馬場先濠石垣修復工事実施設計業務報告書	CAD 及び PDF データ 馬場先濠及び日比谷濠の石垣修復設計を行ったもの。
図面	平成25年度	平成25年度皇居外苑「特別史跡江戸城跡」日比谷濠修復工事	CAD 及び PDF データ
図面	令和元年度	令和元年度皇居外苑石垣照明設備等整備（日比谷濠及び馬場先濠）	CAD 及び PDF データ

第 26 条 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

第 27 条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

第 28 条 疑義

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

第 29 条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

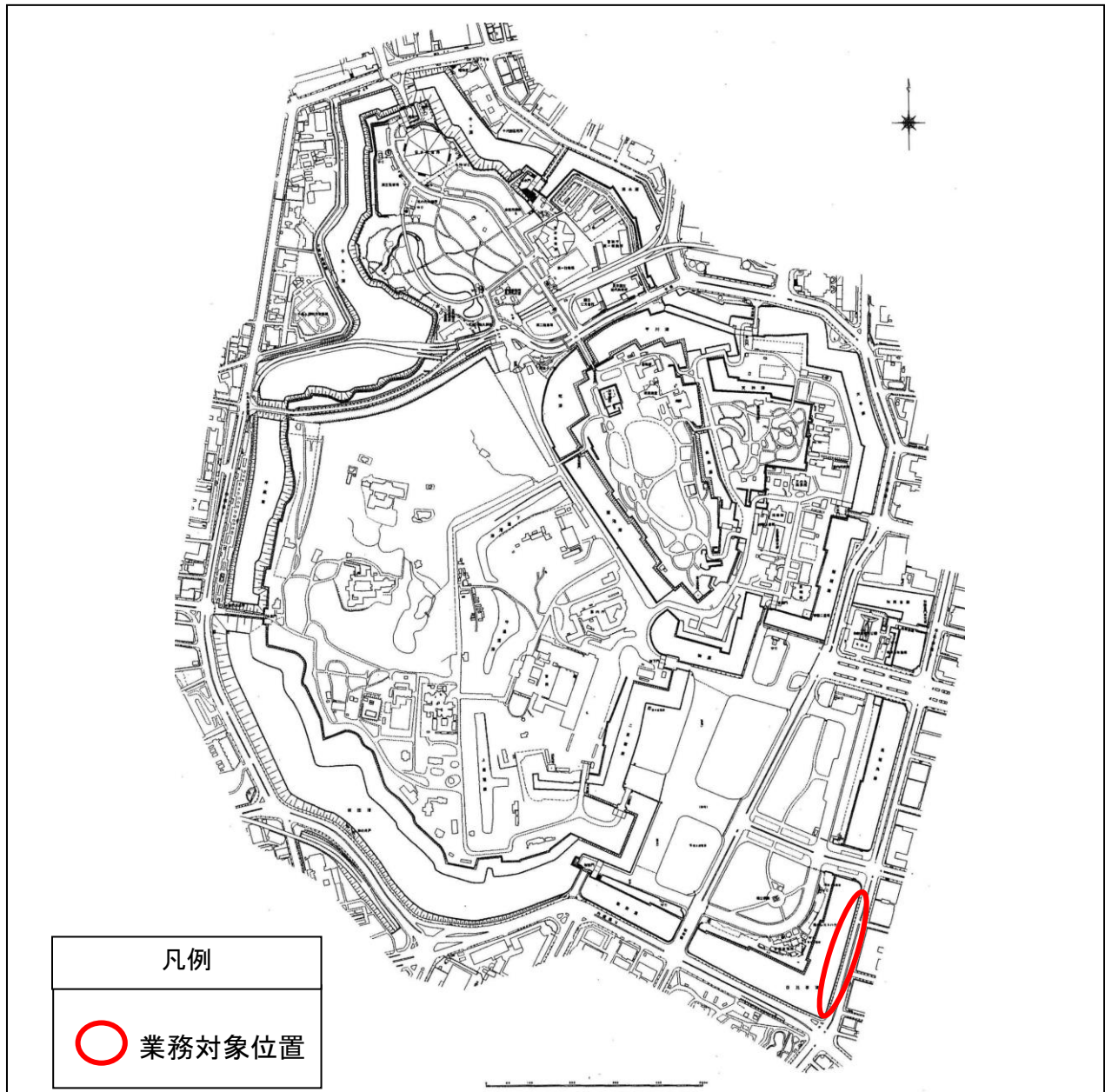
第 30 条 協議用資料の作成

本設計を基に実施する工事は、文化財保護法の許可や道路占用及び道路工事施行承認申請、道路工事調整会議等、関係機関との協議が必要となる。これらの協議及び事前調整に必要な図面等の資料作成を適宜実施すること。

第 31 条 その他

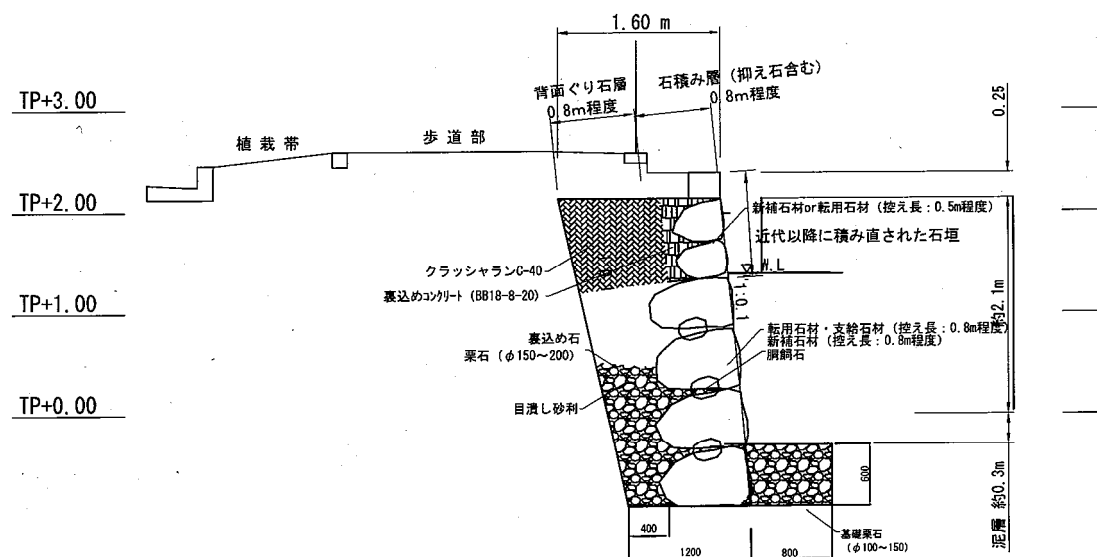
業務の実施に当たっては、皇居外苑工事作業心得を遵守すること。

位置図



日比谷濠標準構造図

断面図 S = 1/50 (S = 1/25)

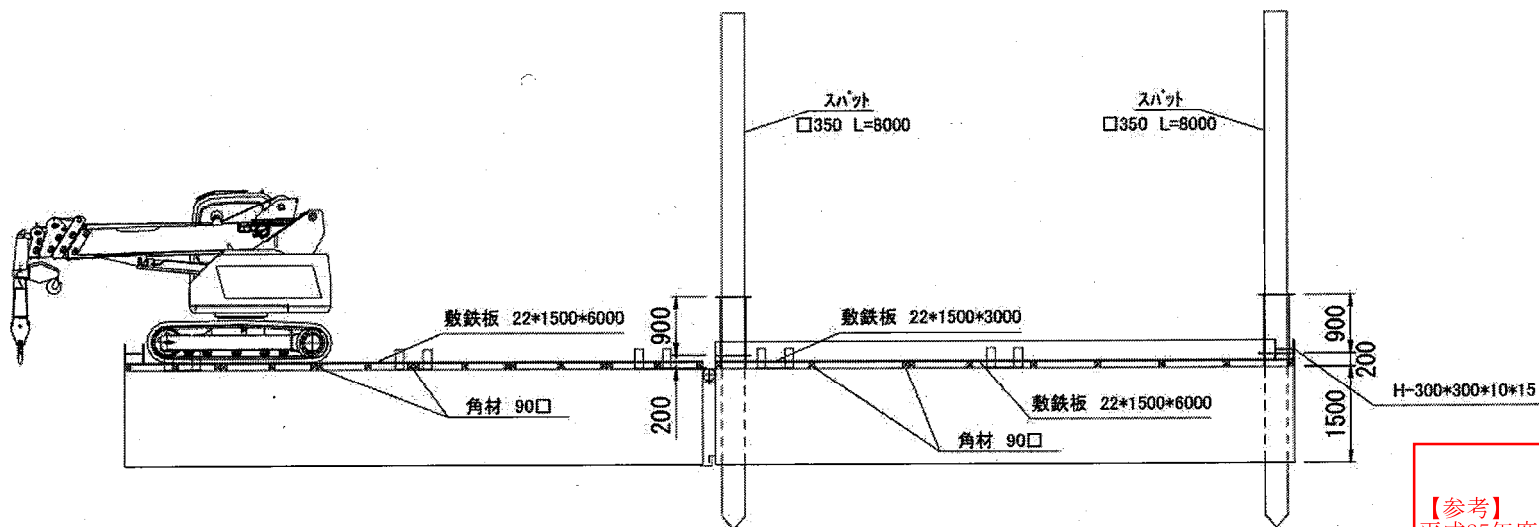
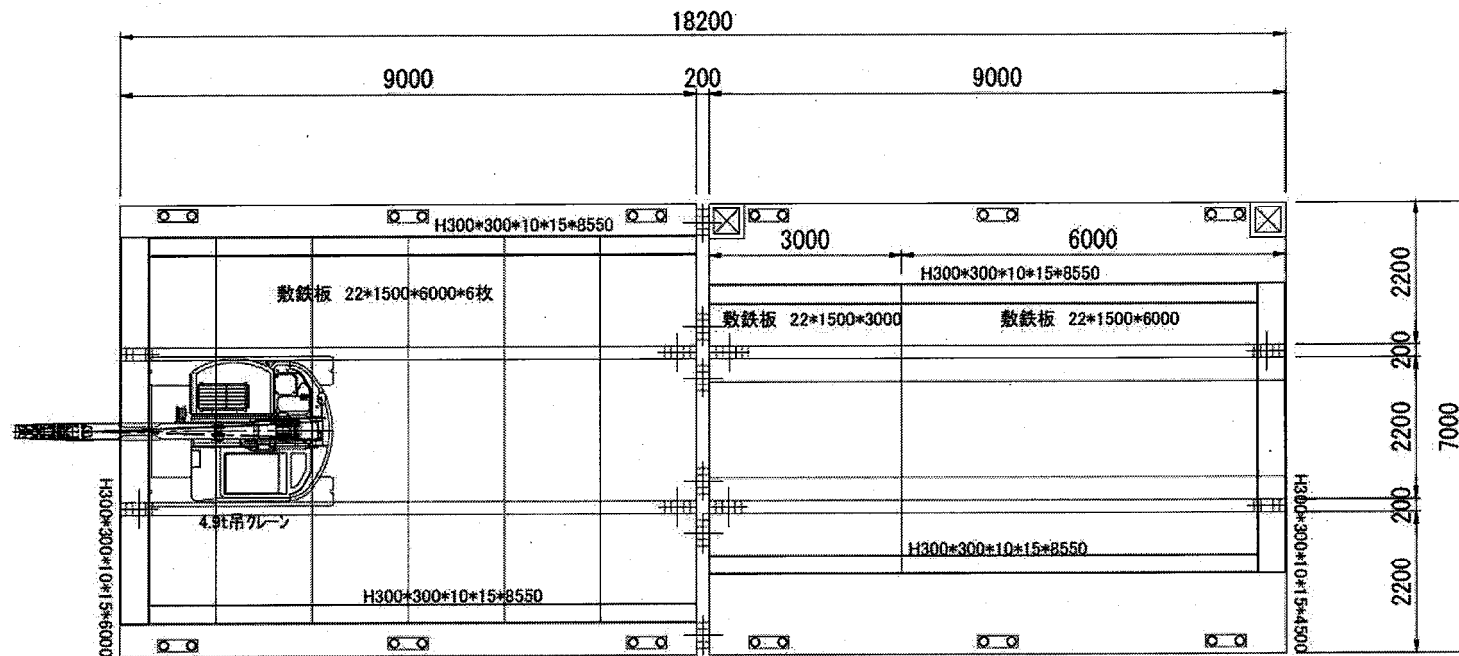


【参考】
平成25年度工事完成図 (抜粋)

断面図 $S = 1/100$ ($S = 1/50$)

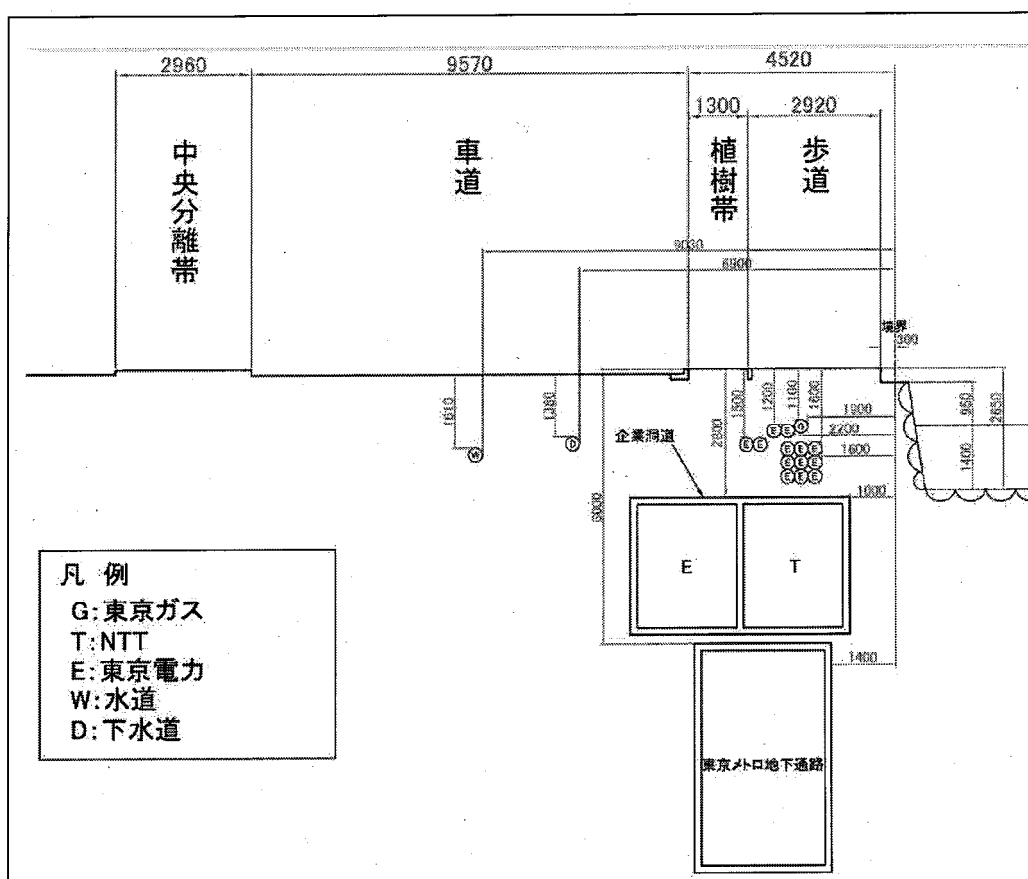
Technical drawing of a stone wall cross-section. The drawing shows a wall with a sloped face on the left and a stepped face on the right. The sloped face is labeled "表込めコケリ+18-8-2080" and "裏込め景石層 (φ150~200)". The stepped face is labeled "石積み層 (据え石含む)" and "石積み工: 圓形石並生材 (←根、前補石材を使用)". The wall is divided into sections by horizontal lines labeled "TP+3.00", "TP+2.00", "TP+1.00", and "TP+0.00". The top right corner is labeled "大型土留". Dimensions include "約1.00m" for the width of the stepped section, "約0.50m" for the height of the stepped section, and "約0.50m" for the width of the sloped section. A scale bar at the bottom indicates "1.20 m" and "0.50 m".

【参考】
平成25年度工事完成図（抜粋）

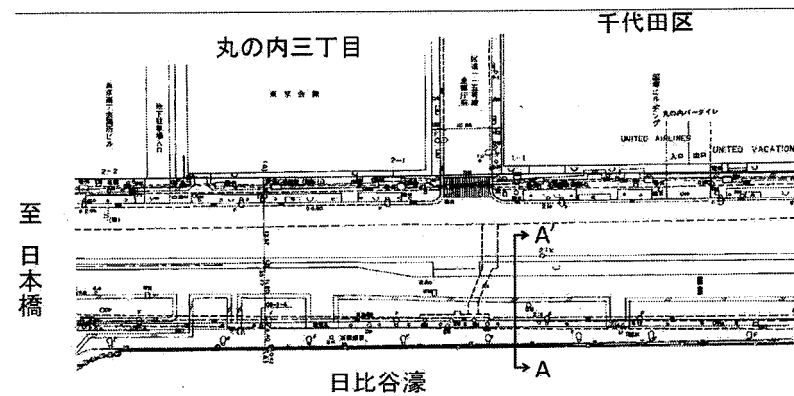


参考図 (組立台船)

【参考】
平成25年度工事完成図 (抜粋)



A-A 断面図

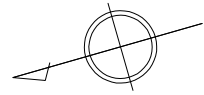


※必ずしも図面通りではないので試掘を行うこと

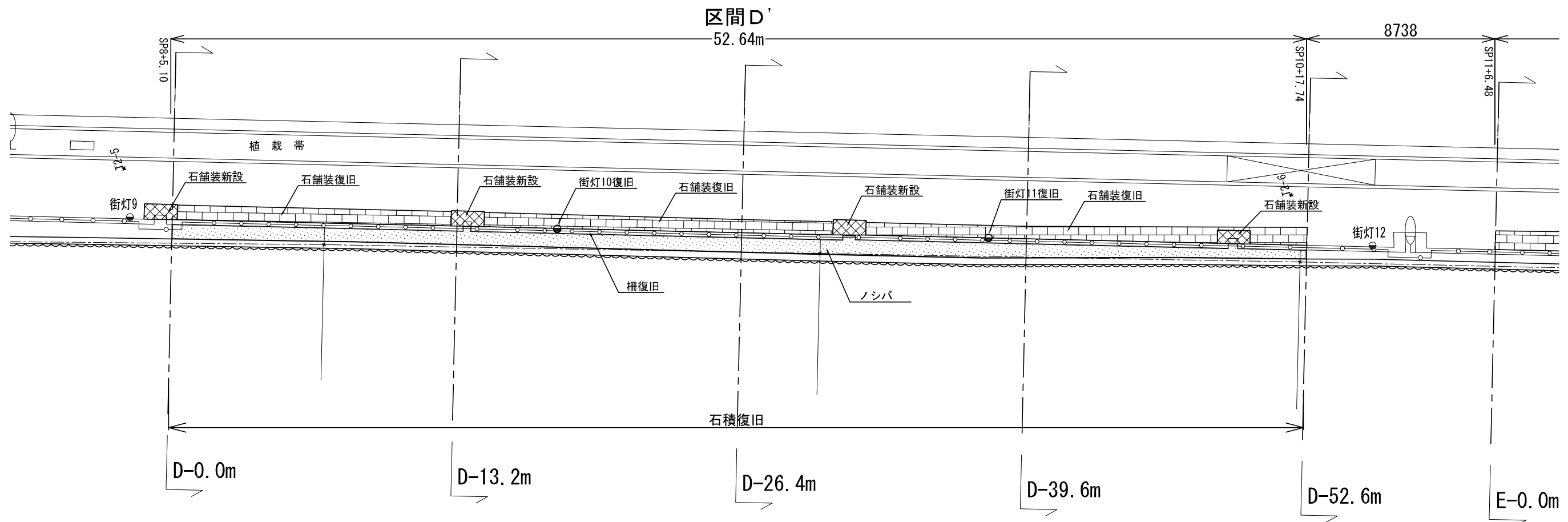
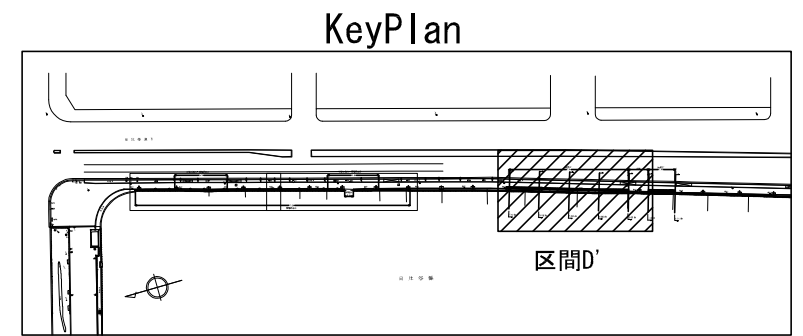
参考図 (埋設配管図)

【参考】
平成25年度工事完成図 (抜粋)

日比谷濠石垣修復工事 修復計画図-1

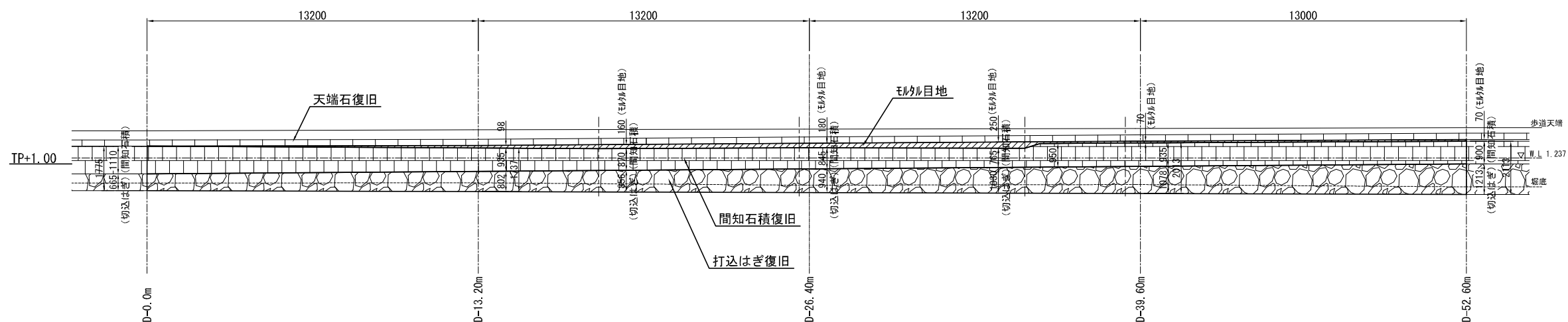


平面图 S=1:200 (S=1:100)

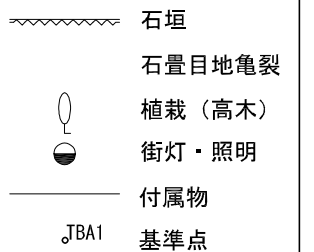


目 比 谷 濠

正面図 S=1:200 (S=1:100)



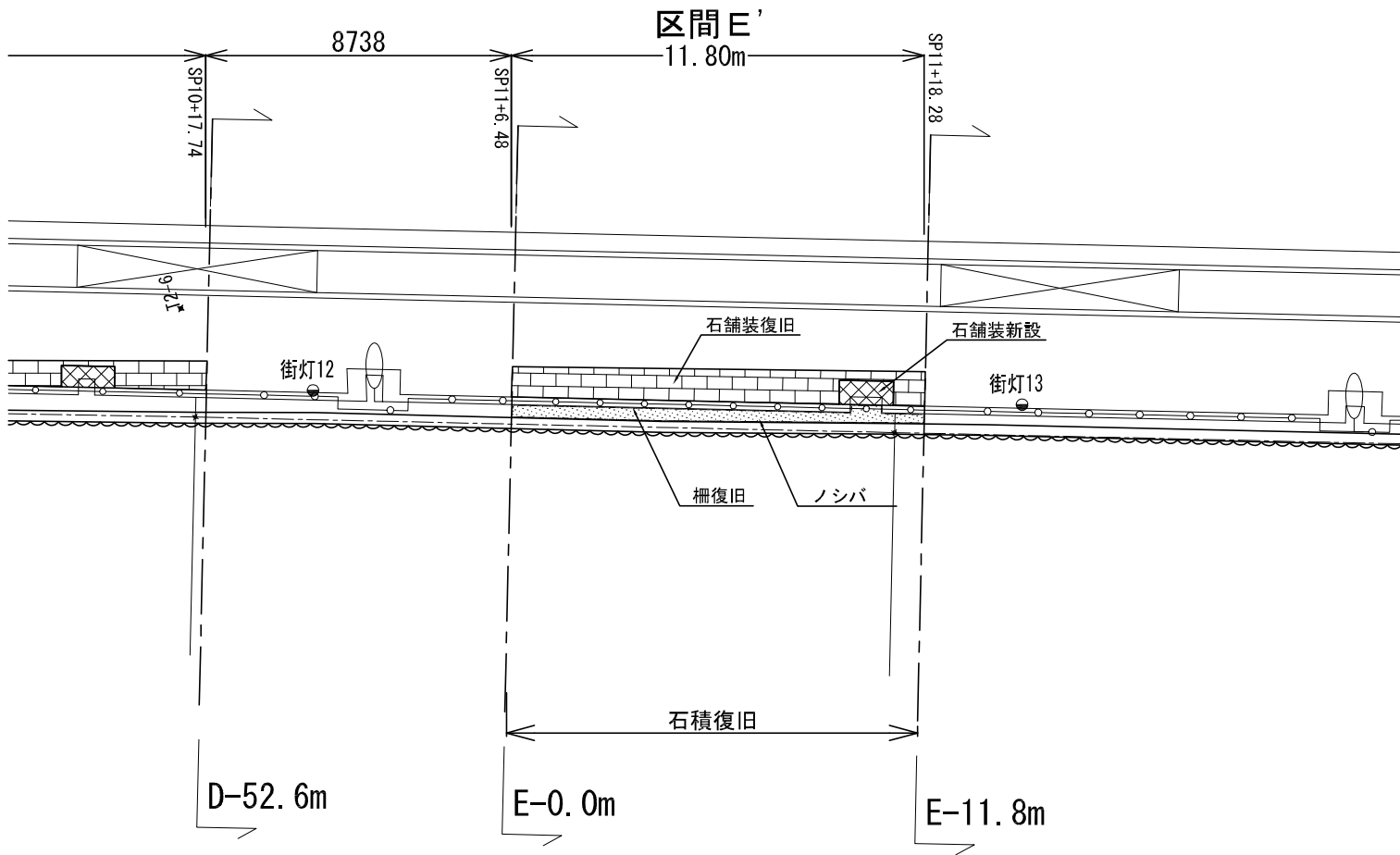
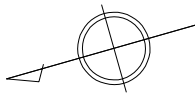
凡 例



公園名稱	皇居外苑 日比谷澤			
工事名稱	日比谷澤石垣修復工事			
圖面名稱	日比谷澤 修復設計圖面-1	縮尺	圖示 () 1/20 1/50 1/100	
年 月 日	平成26年 月 日	圖面番号	2 /	
企 社 名		照査	設計	
事務所名	環境省自然環境局皇居外苑管理事務所	照査	設計	

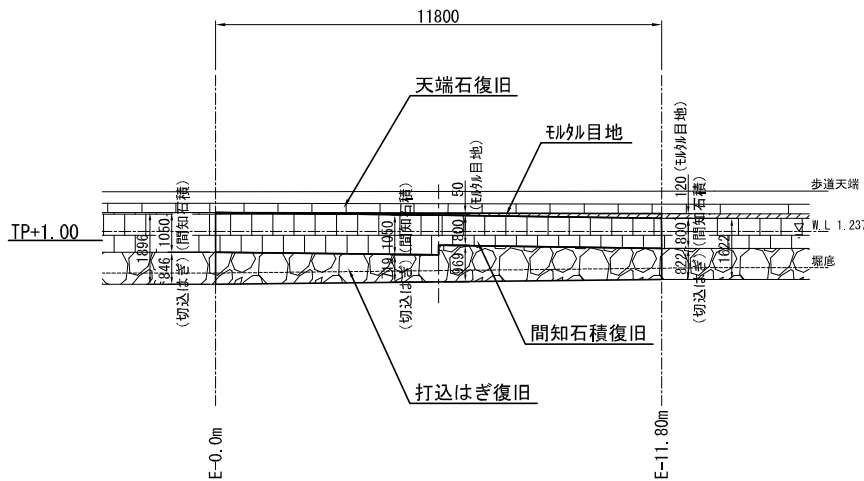
日比谷濠石垣修復工事 修復計画図-2

平面図 S=1:200 (S=1:100)

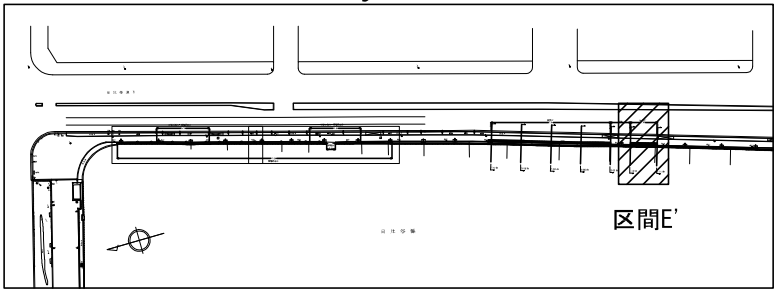


日 比 谷 濠

正面図 S=1:200 (S=1:100)



KeyPlan

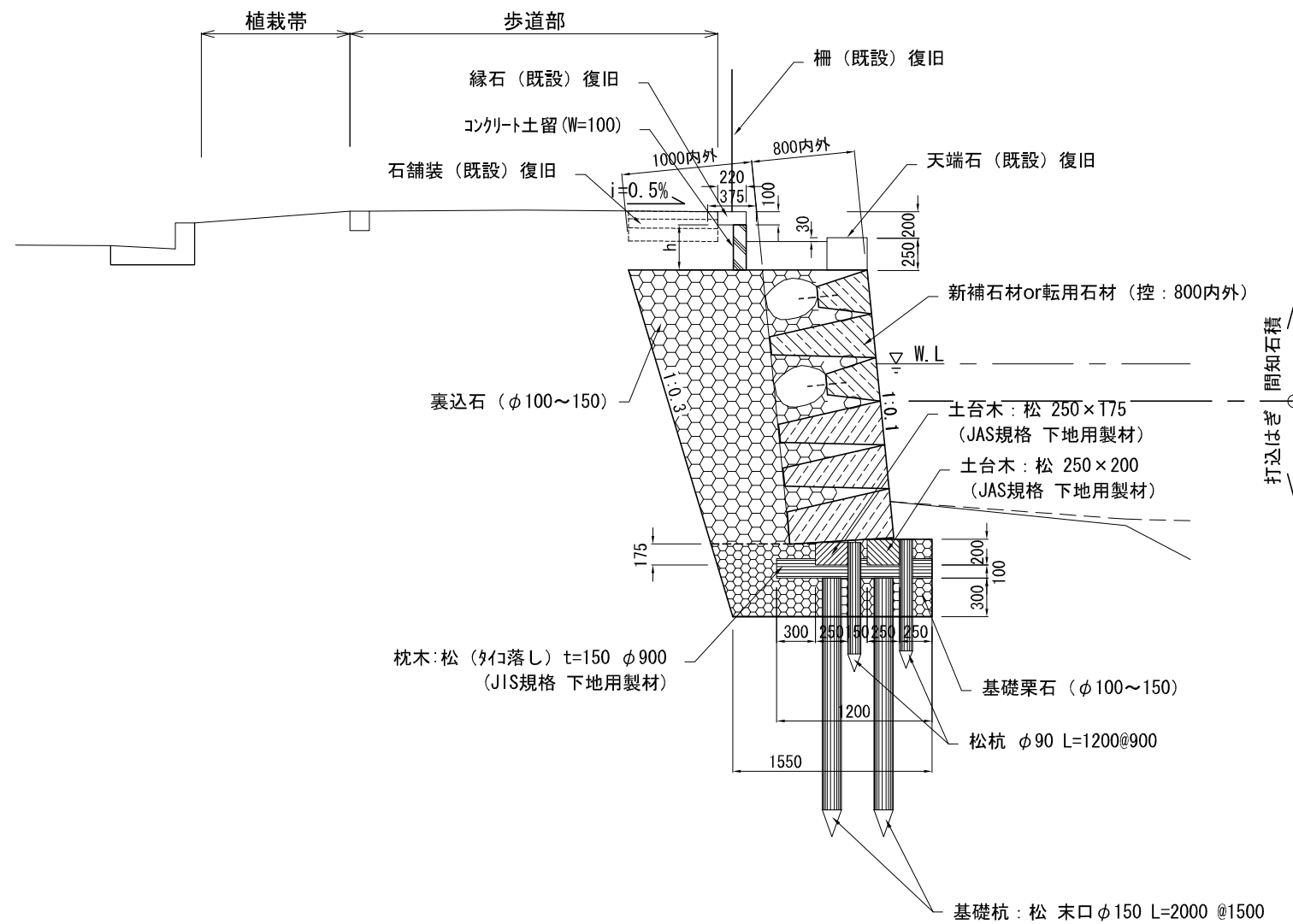


凡 例

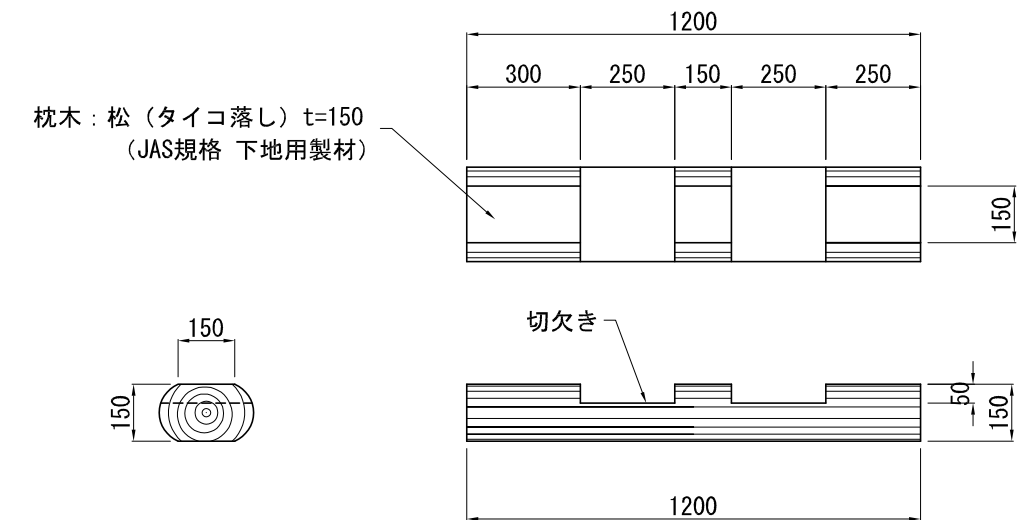
	石垣
	石量目地亀裂
	植栽 (高木)
	街灯・照明
	付属物
	JBA1 基準点

公園名称	皇居外苑 日比谷濠		
工事名称	日比谷濠石垣修復工事		
図面名称	日比谷濠 修復計画図-2	縮尺	図 示
年 月 日	平成26年 月 日	図面番号	3
会 社 名		照 査	設 計
事 務 所 名	環境省自然環境局皇居外苑管理事務所	照 査	設 計

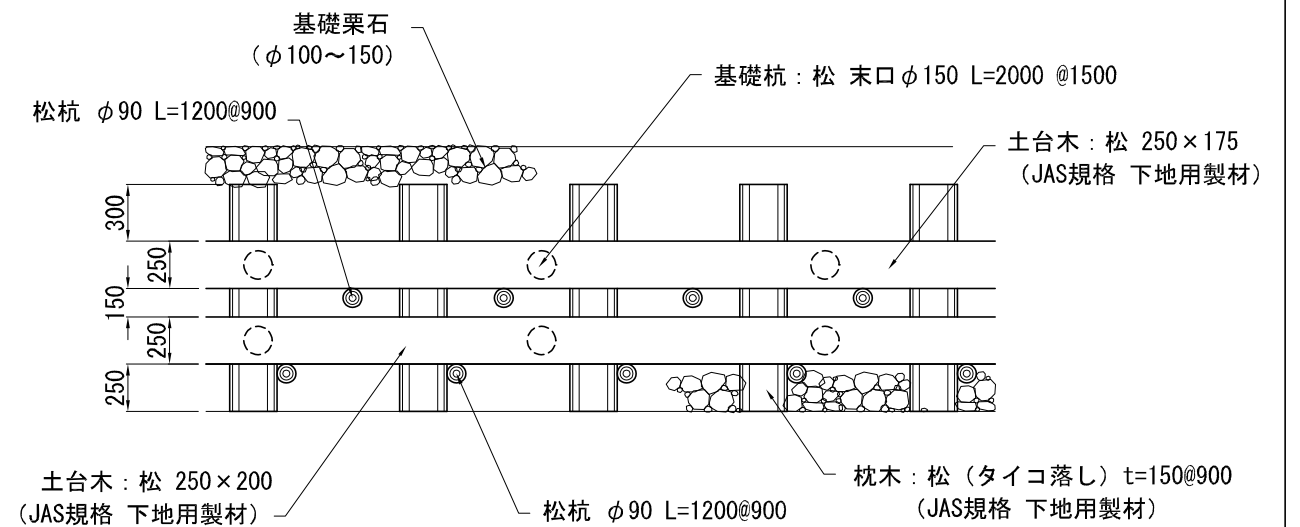
日比谷濠標準断面図



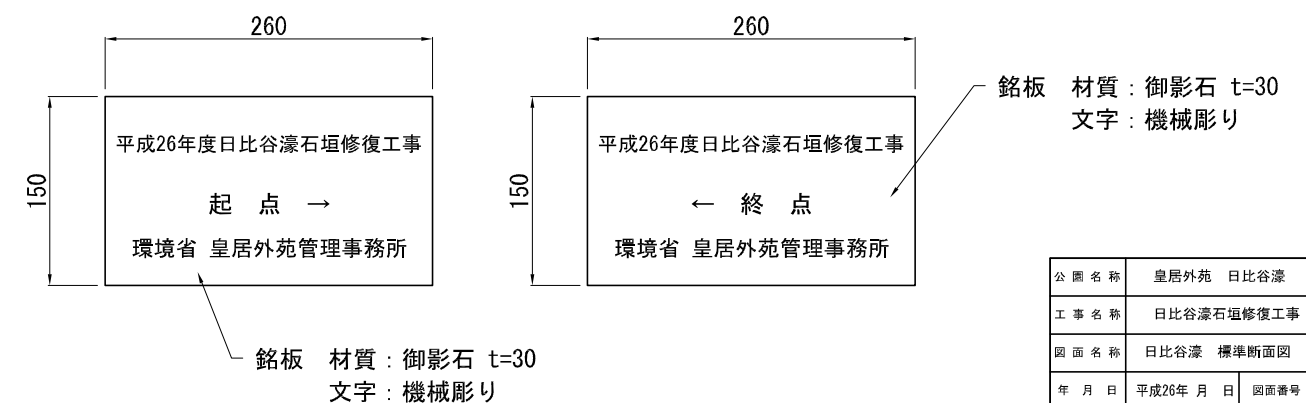
枕木詳細図 S=1:20 (S=1:10)



基礎詳細図 S=1:40 (S=1:20)



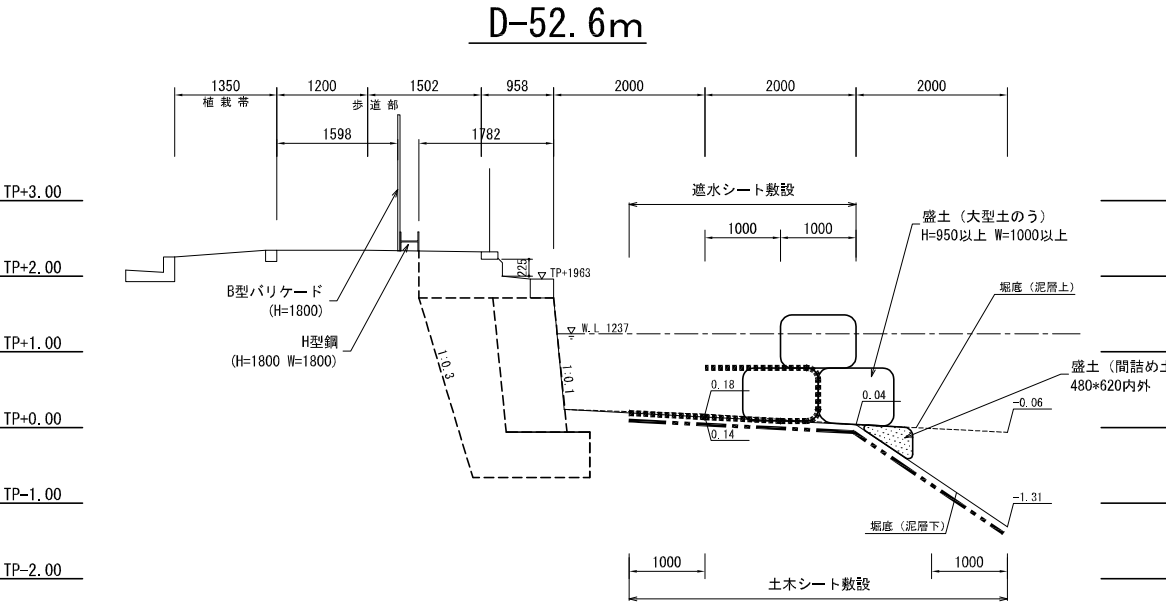
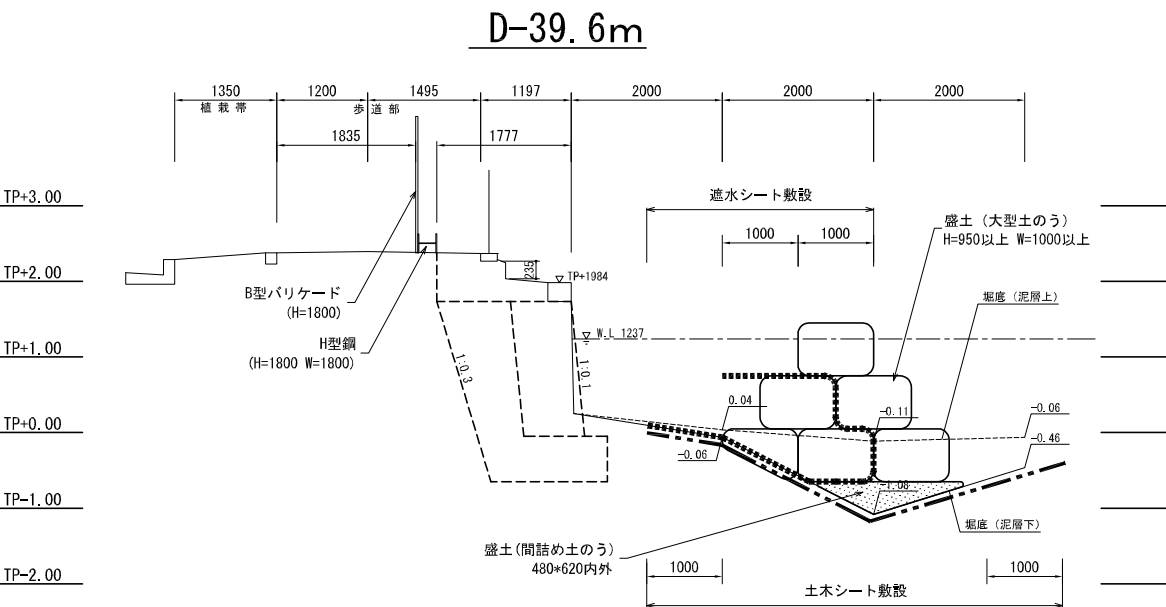
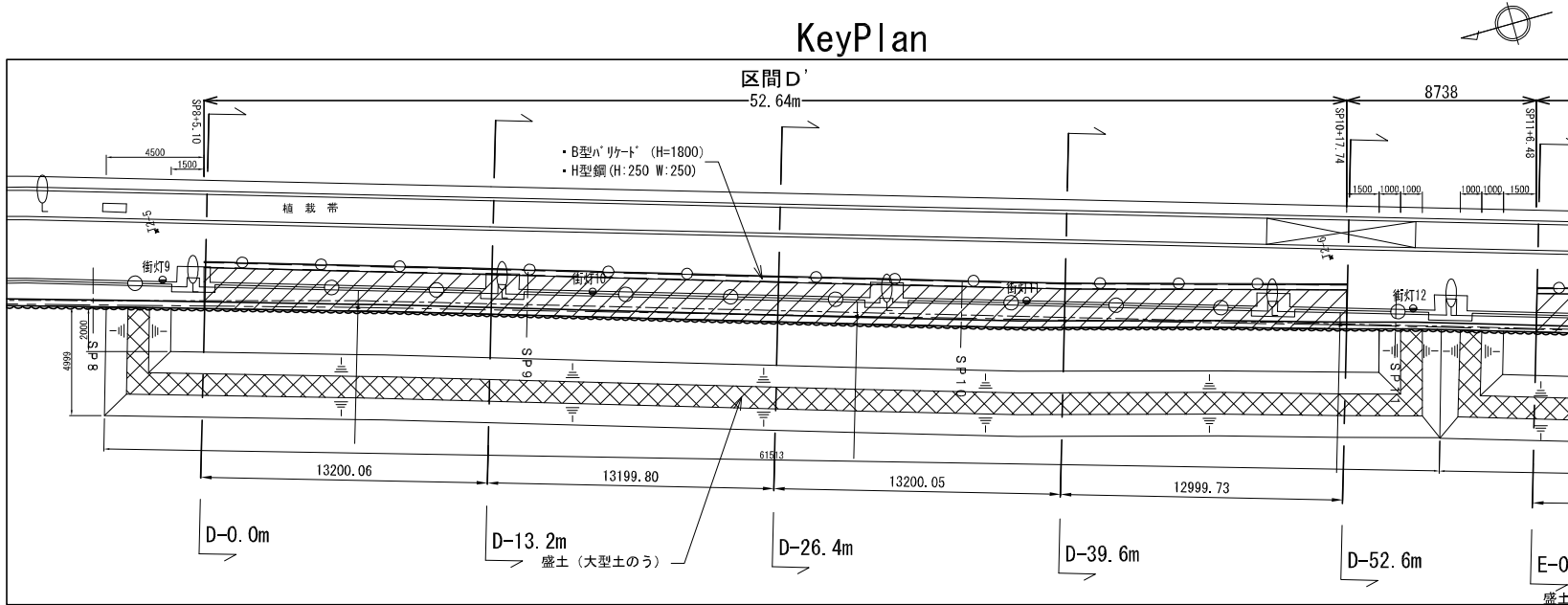
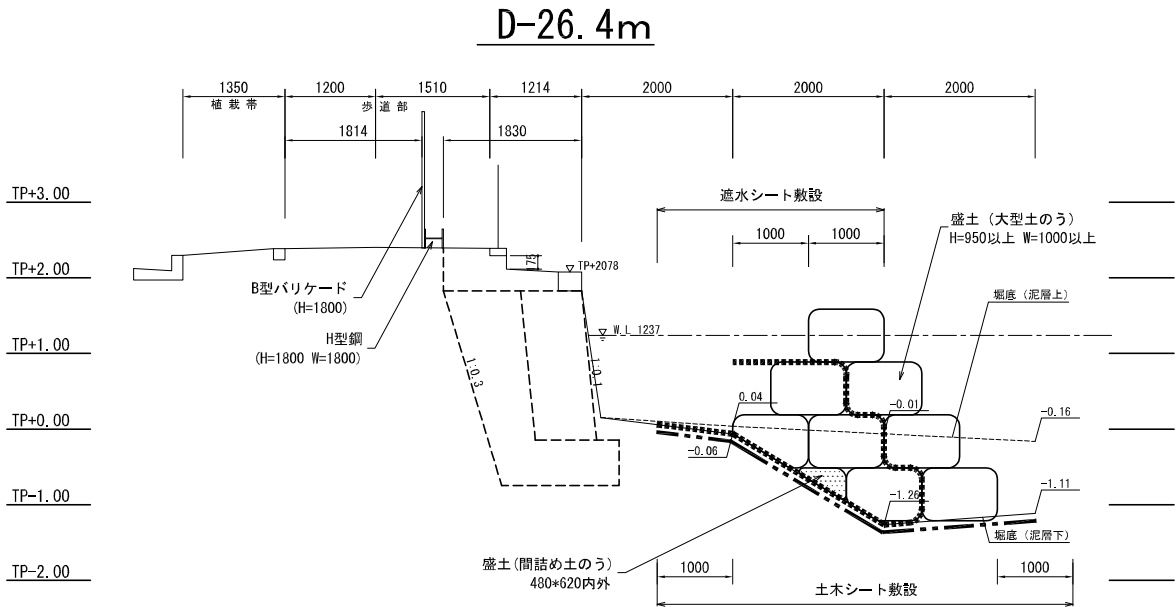
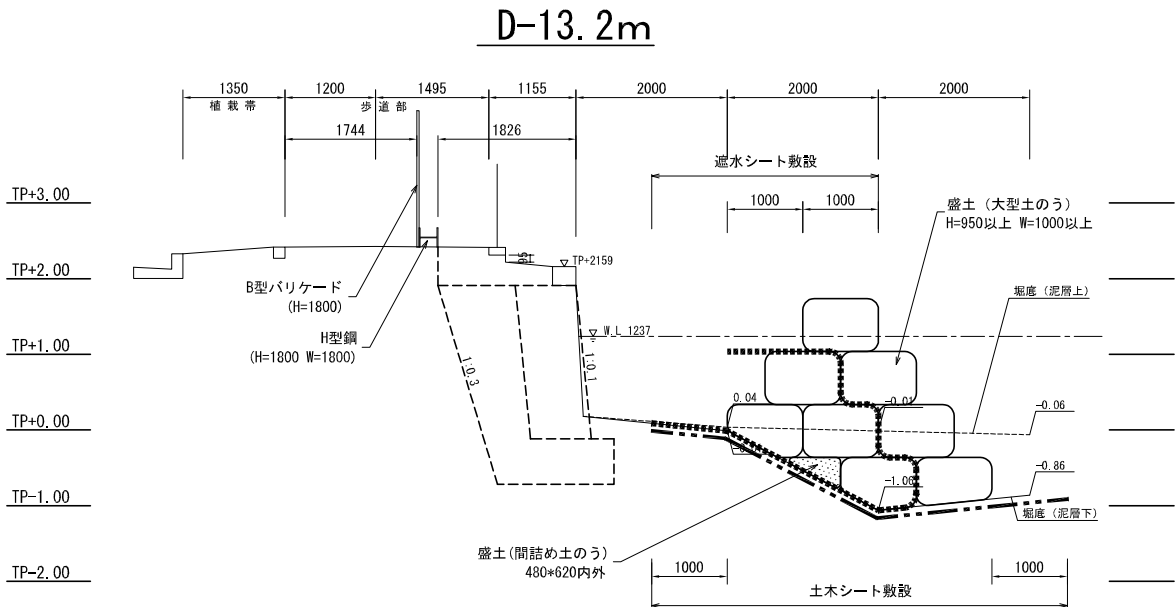
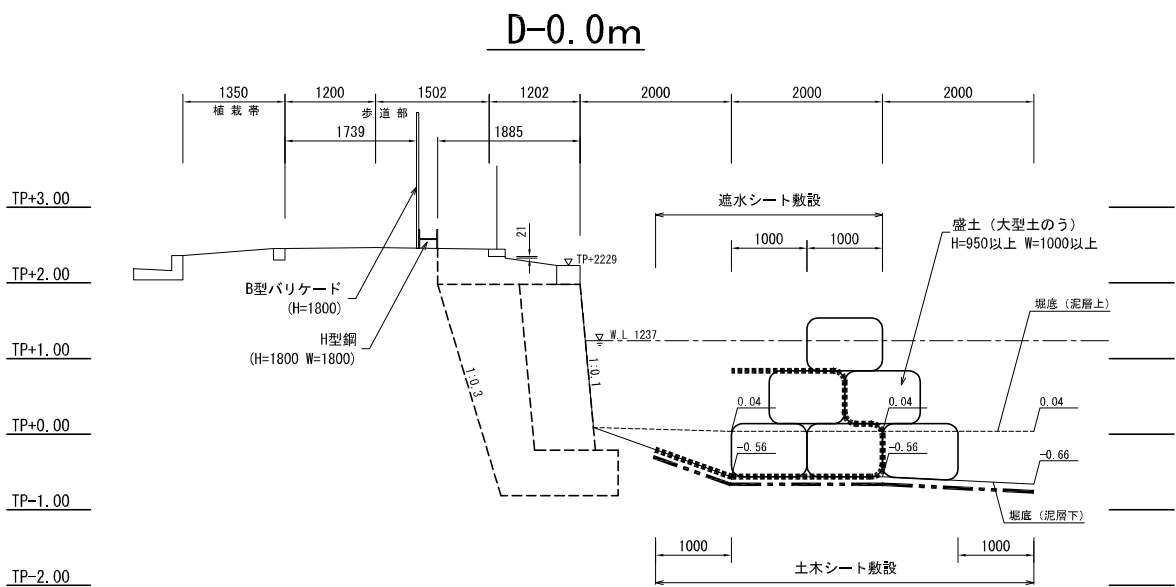
銘板詳細図 S=1:6 (S=1:3)



公園名称	皇居外苑 日比谷濠				
工事名称	日比谷濠石垣修復工事				
図面名称	日比谷濠 標準断面図		縮尺	図示 () 以上1倍大時	
年月日	平成28年	月	日	図面番号	6
会社名				照会	設計
事務所名	環境省自然環境局皇居外苑管理事務所			照会	設計

日比谷濠石垣修復工事 仮設断面図-1

断面図 S=1:100 (S=1:50)



公園名称	皇居外苑 日比谷濠		
工事名称	日比谷濠石垣修復工事		
図面名称	日比谷濠 仮設断面図-1	縮尺	図示
年月日	平成26年 月 日	図面番号	9
会社名		照査	設計
事務所名	環境省自然環境局皇居外苑管理事務所	照査	設計